

ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 (案))
(林業信用保証関係)

- 第198回国会(平成31年常会)において成立した国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第31号)により、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部が改正され、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、
 - ① 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)の規定に基づき、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図るために行う事業に必要な資金の借入れについての債務保証
 - ② 当該事業に必要な資金調達を円滑にするための資金供給を行う都道府県に対する資金の貸付けを行うことが追加された(令和2年4月1日施行)。
これを受けて、業務方法書において、当該債務保証に係る保証料、当該資金の貸付業務の実施並びに当該貸付けに係る利率及び償還期限について記載することとする。